

概要版

習志野市 子ども・子育て支援事業計画

子どもの健やかな成長を
みんなのやさしさで支えるまち 習志野



平成 27 年 3 月
習志野市



計画策定の趣旨

子どもは社会の希望、未来を創る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなくてはならない重要課題の一つです。このような社会の実現のために、本市では、多くの保育需要に対して、積極的に受け皿の確保に努めるとともに、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援を提供する体制の整備に取り組めます。

次の世代に誇りある魅力的な習志野市を築くため、社会経済情勢や新たな市民ニーズ、地域状況を踏まえ、これまで本市が築き上げてきた、子育て支援の取組を継承しつつ、引き続き「子育て日本一」をめざす新たな指針として「習志野市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の位置づけ・計画期間

習志野市では、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策行動計画」の内容を併せ持つ計画としてこの計画を位置付けます。

また計画期間は、平成27年度から平成31年度までとします。

■ 計画の期間

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
習志野市次世代育成支援対策行動計画（後期）									
					習志野市子ども・子育て支援事業計画				

計画の対象

本計画は、「主に18歳未満の子どもと妊産婦を含めた子どもを持つ家庭」とその子どもを取り巻く、行政、NPO、ボランティア活動団体、企業、学校、町会・自治会など様々な主体を対象とします。

基本理念

子どもの健やかな成長を
みんなのやさしさで支えるまち 習志野

未来を担う子どもたちは、家庭や地域において人と人を結ぶかけがえのない存在です。子どもの健やかな成長を支える営みは、子ども・父母その他の保護者・地域の人々が共にかかわり、共に育ち合い、共に支え合うことで実現できるものです。それが“やさしさにあふれるまちづくり”となり、市民一人ひとりの幸せにつながるものと考えます。



1. 子どもが自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力を育む

子ども自身が、人と人とのやさしさのつながりのなかで、命の大切さを知り、人を思いやる心を持ち、他者の存在を認めながら、ありのままの自分を大切にすることで、自分の未来を信じ、たくましく生き抜く力を育みます。



2. 家族が喜びや生きがいを感じながら、子育てができる場所となる



子どもが初めて出会う社会、最も安心する居場所である家庭の中で、子育てという尊い営みを、保護者自身が喜びや生きがいを感じながら自分らしく担うことができるよう、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を進めます。

3. 子どもや家族・家庭をやさしく見守り、支える地域社会となる

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、一人にならない子育てを営むことができ、全ての人がやさしさでつながり、安心して生活し、元気になる地域社会を目指します。



基本理念 子どもの健やかな成長を みんなのやさしさで支えるまち 習志野

基本視点

基本目標

自律力

1 子どもが自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力を育む

基本方針	基本施策
1-1 教育・保育の機会の確保	① 基本的な教育・保育事業の整備
1-2 子どもが健康でたくましく成長できる教育・保育環境の充実	① 保育・学校教育環境等の整備
	② 体験活動の機会の充実
	③ 次代の親の意識づくり
1-3 子どもが安全・安心に暮らせる環境の充実	① 施設環境の充実
	② 親と子どもにやさしい外出環境の整備
	③ 防犯・防災対策の推進

家庭力

2 家族が喜びや生きがいを感じながら、子育てができる場所となる

基本方針	基本施策
2-1 安心して妊娠・出産・育児ができる一貫した支援の充実	① 親と子どもの健康支援の充実
2-2 すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実	① 子育てに関する相談窓口・情報提供の充実
	② 多様なニーズに応える保育サービスの充実
	③ 子育て家庭の経済的負担の軽減
	④ ひとり親家庭への支援
	⑤ 特に支援が必要な子どもに対する支援体制の充実
	⑥ 障がい児施策の充実
2-3 家庭の教育力の向上	① 家庭教育への支援の充実

地域力

3 子どもや家族・家庭をやさしく見守り、支える地域社会となる

基本方針	基本施策
3-1 地域における子育て・子育て支援拠点の整備	① 地域における子どもの居場所づくり
	② 地域における子育て支援の拠点づくり
3-2 地域における多様なネットワークの活用と充実	① 世代間交流の推進
	② 地域の人材の知恵や経験を生かす活動の推進
	③ 地域における子育て支援の充実
	④ 企業における子育て支援対策の促進

基本目標 1

子どもが自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力を育む

基本方針 1 教育・保育の機会の確保

【こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編】

- 中学校区を基本とした、市立こども園整備の推進

【教育・保育施設、小規模保育の充実】

- 多様な保育サービスの充実を図るため、既存の幼稚園・保育所の一元化や子育て支援拠点としてのこども園整備の推進
- 小規模保育の実施、延長保育・一時預かり事業の充実

【放課後児童会の運営】

- 各児童会において、小学1年生から6年生までの児童の受け入れ及び小学校の余裕教室の活用等、必要な施設整備の推進

基本方針 2 子どもが健康でたくましく成長できる教育・保育環境の充実

【学校健康教育・食育の推進】

- 思春期の子どもの心身の健康教育、特に体力向上や健康安全教育（エイズ・自然災害・交通災害・喫煙・薬物乱用・食育等）に関する指導の実施
- 幼稚園・保育所・こども園・学校教育全体の中で、食に関する指導を実施し、健全で豊かな食生活を送るために必要な力が身につくような指導の実施

【キャリア教育の推進】

- 小学生・中学生を対象にした職場体験を充実させるなど、学校教育全体を通じたキャリア教育の推進

【青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成】

- 自主・自立の防犯対策や青少年の健全育成を目的に、小学生と中学生で組織される青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成

【年代に応じた「いのち・性」の教育の充実】

- 子ども・保護者に向けた、「いのち・性」の大切さの啓発及び学習機会の充実

基本方針 3 子どもが安全・安心に暮らせる環境の充実

【教育・保育施設等の整備】

- 安全で安心な教育・保育環境を保持するため、学校施設の大規模改修や長寿命化、保育所の施設整備や改修の計画的な推進

【ケータイ緊急情報サービスの拡大】

- 防災情報、火災等の消防情報、緊急時の注意を呼びかける防犯対策情報等を、市民にとっての重要情報としてメールで知らせるとともに、登録者数の拡大

基本目標2

家族が喜びや生きがいを感じながら、子育てができる場所となる

基本方針1 安心して妊娠・出産・育児ができる一貫した支援の充実

【心身の健康についてハイリスク者の把握と支援の充実】

- 疾病や発育・発達等のつまずきを早期に把握及び適正な医療や療育との連携

【継続して支援が必要な妊婦への支援の充実】

- 妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、妊娠初期から個々の状況に沿った継続的な相談・支援の実施

【乳児家庭全戸訪問及び乳幼児に対する健康相談の充実】

- 助産師による産婦・新生児訪問、母子保健推進員による全出生児の家庭訪問等を通して、子育てに関する不安感の軽減、情報の提供

基本方針2 すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実

【子育て情報の提供及び相談体制の強化】

- 子育てに関する情報について、わかりやすい紙面や冊子、ホームページ等の作成や、スマートフォンを活用した妊娠中から子育て期に合わせた必要な情報の提供
- こどもセンターやきらっ子ルームに「子育て支援コンシェルジュ」を配置し、より地域で安心して子育てができる相談の充実

【病児・病後児保育の充実】

- 子どもが病気の際、医療機関に付設した施設での保育の実施

【養育支援家庭訪問の実施】

- 育児支援が必要な家庭に対し、相談員や保健師等の家庭訪問による、情報提供・指導支援の実施

【虐待の予防、早期発見と対策、防止】

- 児童虐待の予防及び早期発見のため、ならしのこどもを守る地域ネットワークの充実を図り、関係機関と連携した継続的な支援の実施

【個別の状況に応じた継続的な発達支援の充実】

- 障がいの有無にかかわらず、発達に心配がある子どもに対して、保護者の意向を踏まえ、個別支援計画を作成し、個別の状況に応じた指導・訓練の実施、評価、計画の見直しを行うことによる、子どもの成長、発達を支える体制の強化

【高校進学希望者への学習支援】

- 生活困窮家庭の児童に対して、学習習慣の定着や将来への不安の解消のため、学習支援の実施

基本方針3 家庭の教育力の向上

【PTA 家庭教育学級及び育児講座等の充実】

- P T A会員を対象に、家庭教育の重要性、幼少年期の発達課題、学校や地域との関係等、家庭教育の諸問題や親の対応に関する学習の実施
- 公民館で乳幼児を持つ親を対象に、乳幼児の健康や遊び、心理、心と体の発達等、子育てに関する講座の実施

基本目標3

子どもや家族・家庭をやさしく見守り、支える地域社会となる

基本方針1 地域における子育て・子育て支援拠点の整備

【こども園の整備及びこどもセンター・きらっ子ルームの充実】

- 幼稚園、保育所、こどもセンターが一体となったこども園を整備し、地域の子育て・子育ての拠点として、様々な支援の実施
- 子どもや保護者が自由に遊び交流する場の提供や、子育てに関する情報提供や学習会等の実施

【放課後子供教室の実施】

- 地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象とした学習支援や体験・交流活動などを行う放課後子供教室の整備の推進

基本方針2 地域における多様なネットワークの活用と充実

【中学生と幼稚園児・保育所児・こども園児の交流の充実】

- 中学校家庭科、総合的な学習の時間等に授業の一環として中学生と幼稚園児や保育所児、こども園児との交流の実践

【ファミリー・サポート・センターの充実】

- 育児・家事支援、ショートステイ、地域子育て支援拠点で一時預かりを行う「ファミ・サポる〜む」の実施

【企業における男女共同参画の啓発】

- 企業が男女共同参画の理解を深めるため、商工会議所と連携した研修や講演会等の開催等



年齢に応じた支援内容

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	9歳 3年生	12歳 6年生	15歳	18歳	
	妊娠中	就学前（在宅・幼稚園・保育所・こども園など）						小学校	中学校	高校		
親と子どもの健康づくり支援など	健康相談											
	妊婦・産婦・新生児・乳幼児訪問											
	健康診査（妊婦・乳児一般健康診査、1歳6か月児・3歳児健康診査等）											
	予防接種（予防接種法に基づく）											
健康教育												
親子交流・仲間づくり支援など	こどもセンター											
	きらっ子ルーム											
	保育所・こども園地域開放											
	幼稚園・こども園・子育てふれあい広場											
仕事と子育ての両立支援など	休日保育											
	一時預かり											
	病児・病後児保育											
	預かり保育											
	ファミリー・サポート・センター											
						放課後児童会						
障がい児福祉など	障害児通所支援事業所 あじさい療育支援センター											
	ひまわり発達相談センター											
教育相談・不登校など							総合教育センター（教育相談・就学相談・青少年テレホン相談）					
							適応指導教室					
居場所づくり	こども会館											
							子ども講座					
							放課後子供教室					
家庭教育学級など	育児講座											
				親と子のふれあい講座								
							幼児家庭教育学級					
							PTA家庭教育学級					
経済的支援など	民間保育施設入所児童助成											
	幼稚園就園奨励費補助											
	児童手当											
	子どもの医療費等助成											
	児童扶養手当・ひとり親家庭自立支援給付金											
	ひとり親家庭等医療費等助成											
							就学援助費					
虐待通告・相談など	子育て支援相談室											

必要量と確保方策

区分	事業の名称	平成25年度 実施状況	平成31年度		計画の達成度 (達成時期)
			必要量 (求められている受入数)	確保数 (実施できる受入数)	
教育・保育	教育（1号認定）3歳児	525人	914人	740人 (うち中学校区として定員が 確定しているもの525人)	▲
	教育（1号認定）4・5歳児	3,560人	1,951人	3,195人	○（27年度）
	保育（2号・3号認定）	1,801人	3,109人	3,658人	○（30年度）
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育（延長保育）事業	983人	1,614人	1,614人	○（27年度）
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	772人	1,807人	1,982人	○（31年度）
	地域子育て支援拠点事業 (こどもセンター、きらっ子ルーム)	5か所	7か所	7か所	○（31年度）
	一時預かり事業 (幼稚園在園児による利用分)	20,149人 (延べ数) (市立)	54,360人 (延べ数) (市立・私立合計)	53,876人 (延べ数) (市立・私立合計)	▲
	一時預かり事業 (幼稚園在園児以外による利用分) (ファミリー・サポート・センター事業 (就学前児童対象)を含む。)	12,685人 (延べ数)	41,893人 (延べ数)	43,542人 (延べ数)	○（31年度）
	利用者支援事業 (子育て支援コンシェルジュ)	未実施	7か所	7か所	○（31年度）
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	44人 (延べ数)	92人 (延べ数)	92人 (延べ数)	○（27年度）
	乳児家庭全戸訪問事業	1,428人	1,328人	1,328人	○（27年度）
	養育支援訪問事業	4人	8人	8人	○（27年度）
	病児保育事業	1,525人 (延べ数)	2,776人 (延べ数)	2,870人 (延べ数)	○（27年度）
	ファミリー・サポート・センター事業 (就学児童対象)	602人 (延べ数)	1,062人 (延べ数)	1,062人 (延べ数)	○（27年度）
	妊婦健康診査事業	17,634回 (延べ数)	19,684回 (延べ数)	19,684回 (延べ数)	○（27年度）

※1 「計画の達成度」▲の、教育（1号認定）3歳児、一時預かり事業（幼稚園在園児による利用分）については、平成31年度においてもなお量の見込みを超えた数を確保できないことから、幼稚園需要の変化等を注視しながら、引き続き検討を行い、適切な措置を講じます。

※2 （延べ数）と表示されている箇所は、利用人数や診査回数の年間延べ数を記載しています。

※3 必要量及び確保数は、平成31年度を記載しています。

区域	区分	教育・保育			地域子ども・子育て支援事業				
		教育 (1号認定) 3歳児 (人)	教育 (1号認定) 4・5歳児 (人)	保育 (2号3号認定) (人)	時間外保育 (延長保育) 事業 (人)	放課後児童 健全育成事業 (放課後児童会) (人)	地域子育て支援 拠点事業 (こどもセンター、 きらっ子ルーム) (人・延べ数)	一時預かり事業 (幼稚園在園児 による利用分) (人・延べ数)	一時預かり事業 (幼稚園在園児以外 による利用分) (ファミリー・サポート・ センター事業 (就学前児童対象) を含む) (人・延べ数)
第一中学校区	必要量(A)	239	512	809	434	329	33,408	18,563	8,707
	確保数(B)	120 (1か所)	660 (3か所)	1,015 (2→7か所)	434 (2→7か所)	331 (3→5か所)	17,400 (1か所)	18,391 (3か所)	8,511
	需給差(B-A)	▲119	148	206	0	2	▲16,008	▲172	▲196
第二中学校区	必要量(A)	123	257	359	150	288	17,916	8,039	8,241
	確保数(B)	120 (1か所)	610 (4か所)	398 (2→4か所)	150 (2→4か所)	323 (4→8か所)	15,900 (0→1か所)	8,028 (4か所)	4,214
	需給差(B-A)	▲3	353	39	0	35	▲2,016	▲11	▲4,027
第三中学校区	必要量(A)	85	181	356	154	188	13,692	6,262	2,950
	確保数(B)	0	120 (1か所)	364 (2→6か所)	154 (2→6か所)	255 (4か所)	30,900 (2か所)	6,262 (1か所)	4,113
	需給差(B-A)	▲85	▲61	8	0	67	17,208	0	1,163
第四中学校区	必要量(A)	142	306	408	172	328	21,516	4,554	7,425
	確保数(B)	180 (2か所)	570 (4か所)	488 (2→4か所)	172 (2→4か所)	368 (3→6か所)	30,900 (1か所)	4,554 (4か所)	8,160
	需給差(B-A)	38	264	80	0	40	9,384	0	735
第五中学校区	必要量(A)	166	355	530	369	328	23,196	8,652	7,146
	確保数(B)	105 (1か所)	550 (3か所)	620 (3→5か所)	369 (3→5か所)	326 (4→5か所)	0	8,637 (3か所)	8,137
	需給差(B-A)	▲61	195	90	0	▲2	▲23,196	▲15	991
第六中学校区	必要量(A)	94	202	307	163	190	17,520	5,281	4,695
	確保数(B)	0	300 (2か所)	340 (3→4か所)	163 (3→4か所)	194 (1→2か所)	57,900 (2か所)	5,246 (2か所)	8,310
	需給差(B-A)	▲94	98	33	0	4	40,380	▲35	3,615
第七中学校区	必要量(A)	65	138	340	172	156	10,092	3,009	2,729
	確保数(B)	0	385 (2か所)	433 (3か所)	172 (3か所)	185 (3→4か所)	0	2,758 (2か所)	2,097
	需給差(B-A)	▲65	247	93	0	29	▲10,092	▲251	▲632
合計	必要量(A)	914	1,951	3,109	1,614	1,807	137,340	54,360	41,893
	確保数(B)	525 (5か所)	3,195 (19か所)	3,658 (17→33か所)	1,614 (17→33か所)	1,982 (22→34か所)	153,000 (6→7か所)	53,876 (19か所)	43,542
	需給差(B-A)	▲389	1,244	549	0	175	15,660	▲484	1,649

※確保数(B)の下段のかっちは、(平成27年3月現在の確保数→平成31年度における確保数)を記載しています。
施設数の変化がない区域については、現在の確保数を記載しています。

困ったときの相談先



内容	担当・場所	電話番号 (市外局番 047)	FAX (市外局番 047)	受付日時
妊産婦や乳幼児の健康、乳幼児の 発育・発達、予防接種など	健康支援課	453-2967	454-2030	月～金 8:30～17:00
乳幼児の育児相談、親子交流など (子育て支援コンシェルジュ)	こどもセンター (鷺沼・杉の子・袖ヶ浦・東習志野)	452-3711 (鷺沼) 455-5002 (杉の子) 408-0582 (袖ヶ浦) 477-0840 (東習志野)	452-3711 (鷺沼) 472-4255 (杉の子) 454-6319 (袖ヶ浦) 477-0840 (東習志野)	月～土 9:00～16:00
	きらっ子ルーム (やつ・おおくぼ)	475-5544 (やつ) 471-4158 (おおくぼ)	475-5544 (やつ) 471-4158 (おおくぼ)	水～月 (やつ) 月～土 (おおくぼ) 9:00～16:00
子育てに関する情報 (「ならしの子育てハンドブック」 など)	子育て支援課	453-9203	453-5512	月～金 8:30～17:00
幼稚園・保育所・こども園の入園・ 入所、一時預かりなど	こども保育課・各幼稚園・各保育所・ 各こども園	453-5511 (こども保育課)	453-5512	月～金 8:30～17:00
お子さんが病気の時の保育	赤松小児科内科医院 「エンジェル保育室」 千葉県済生会習志野病院 「キッズケアルームなでしこ」	493-4239 (エンジェル保育室) 473-7872 (キッズケアルームなでしこ)	493-4239 (エンジェル保育室) 473-7872 (キッズケアルームなでしこ)	月～金 8:30～18:00 (土は13:00まで)
育児・家事などの援助を受けたい時	ファミリー・サポート・センター	452-3533	452-3521	月～金 8:30～17:00
放課後児童会の入会申込み・相談	教育委員会青少年課	453-7379	453-9384	月～金 8:30～17:00
お子さんのことばや発育・発達など	ひまわり発達相談センター	451-2922	451-2002	月～金 (予約制) 8:30～17:00
お子さんの教育や不登校など	総合教育センター	475-8341 (教育相談) 476-0210 (就学相談)	471-0440	月～金 (予約制) 9:00～12:00 13:00～17:00
あづまこども会館の利用	あづまこども会館	477-9077	477-9077	火～日 9:00～17:00
子ども講座の受講など	各公民館	452-7711 (菊田公民館)	452-7712 (菊田公民館)	火～日 8:30～17:00
育児講座、家庭教育学級での学習など	各公民館	452-7711 (菊田公民館)	452-7712 (菊田公民館)	火～日 8:30～17:00
民間保育施設入所児童助成、幼稚園 就園奨励費補助など	こども保育課	453-5511	453-5512	月～金 8:30～17:00
児童手当、子どもの医療費等助成など	子育て支援課	453-9203	453-5512	月～金 8:30～17:00
ひとり親家庭への支援	子育て支援課	453-9203	453-5512	月～金 8:30～17:00
家庭児童相談、虐待など	子育て支援課内 子育て支援相談室	453-7322	453-5512	月～金 8:30～17:00
休日・夜間の急病時	習志野市急病診療所 (保健会館内)	451-4205		毎日 20:00～23:00

お問い合わせ

習志野市こども部 こども政策課

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼1-1-1

TEL:047-451-1151 FAX:047-453-5512 <http://www.city.narashino.lg.jp/>